エコアクション21

環境経営レポート

(令和元年度)

運用期間:平成31年4月~令和2年3月



一般財団法人 山口県環境保全事業団

令和2年6月8日 発行

1 環境経営方針

<環境理念>

一般財団法人山口県環境保全事業団は、山口県における産業廃棄物の適正処理を 行うとともに、環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と 産業の発展に寄与することを目的として事業を展開します。

く行動指針>

環境経営システムを構築・運用し継続的な取組を進めるため、この行動指針に 環境目標及び活動計画等を定め、実効性のある活動を展開します。

これらの活動を通じて、国連が定めたSDGs (持続可能な開発目標)の達成に貢献します。

- 1 電気や燃料を節減するとともに、再生可能エネルギーの活用を推進し、二酸化 炭素排出量の削減に努めます。
- 2 廃棄物の削減 書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用量の削減 節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 化学物質の適正使用に努めます。
- 5 産業廃棄物の最終処分において、環境保全に配慮します。 受入基準の順守を徹底するとともに、環境関連法規や自主基準を守ります。
- 6 物品等の調達にあたっては、グリーン購入に努めます。
- 7 環境保全に関する教育を継続的に実施し記録します。
- 8 地域社会と良好な環境コミュニケーションを図り、地域の環境保全に努めます。
- 9 この環境方針は、従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い、環境保全に向けた意識の向上に努めます。

令和2年6月8日制定

一般財団法人 山口県環境保全事業団

理事長 山野 元

SUSTAINABLE GALS







































《参考》当事業団の環境経営方針とSDGsの関連表

		3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17	
	SDGsの目標		すべての人に 健康と福祉を	質の高い教育 をみんなに	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーを みんなにそし てクリーンに	働きがいも 経済成長も	産業と技術革 新の基盤をつ くろう	住み続けられ るまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具 体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	パートナー シップで目標 を達成しよう
環境	環境経営方針		3 #べての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいる 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる 責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナーシップで 日標を達成しまう
	1	電気や燃料を節減、再生エネ ルギーの活用の推進、二酸化 炭素排出量の削減			•	•		•	•	•	•			
	2	廃棄物の削減				•			•	•		•	•	
	3	水使用量の削減			•									
行	4	化学物質の適正使用	•	•	•				•	•		•		
動 指 針	5	産業廃棄物の最終処分におけ る環境保全への配慮	•		•			•	•	•	•	•	•	•
	6	グリーン購入							•	•			•	
	7	環境保全に関する教育		•	•					•	•	•	•	•
	8	地域社会との環境コミュニケー ションと地域の環境保全			•								•	
	9	環境保全に向けた意識の向上		•	•		•			•	•	•	•	•

2 組織の概要

◇ 事業所名

一般財団法人 山口県環境保全事業団 理事長 山野 元

◇ 所在地及び連絡先

本部 〒753-0072 山口市大手町9番11号

TEL: 083-920-6828 FAX: 083-920-6829

E-mail: info@yamaguchi-khj.or.jp

新南陽管理事務所 〒746-0019 周南市臨海町6番地

TEL: 0834-33-9280 FAX: 0834-33-9281

E-mail: info@shin-nanyo-khj.jp

最終処分場 徳山下松港新南陽広域最終処分場

周南市富田字西ノ嶋593番地先公有水面

(直営 新南陽管理事務所) 宇部港東見初広域最終処分場

宇部市大字沖宇部525番124等の地先公有水面 (業務委託先 宇部興産コンサルタント㈱)

環境管理責任者: 事業部次長 水津 隆市 環境管理担当者: 本部 事務局長 田原 博行

新南陽管理事務所 副所長 蔵永 浩治

◇ 事業内容

・ 産業廃棄物の最終処分及び一般廃棄物の埋立受託業務

環境保全活動の助成業務

◇ 事業の規模

法人設立年月日平成19年4月1日基本財産110,695千円

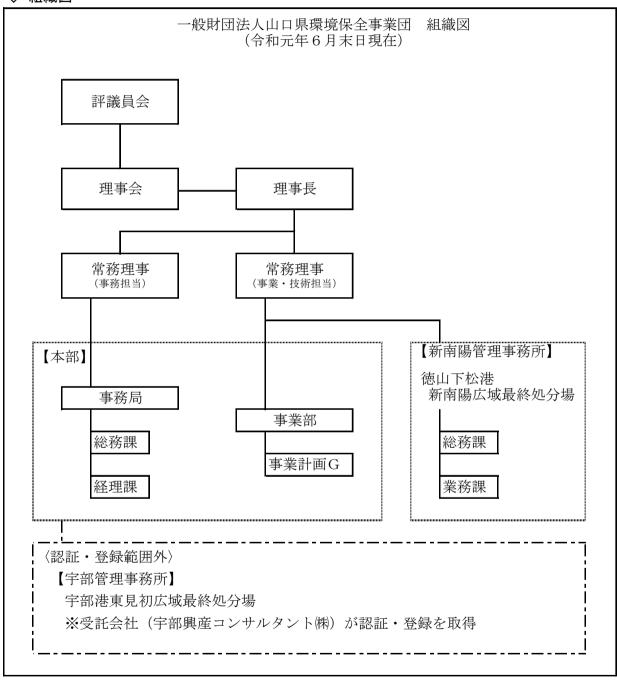
従業員数 21人(徳山下松港新南陽広域最終処分場の埋立業務受託者を含む)

活動規模	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
産業廃棄物 最終処分量	t	59, 246	66, 703	37, 357	
売上高	百万円	495	551	379	
		7	7	7	本部
従業員	人	14	14	14	新南陽 管理事務所
残容量 (各年度末)	\mathbf{m}^3	303, 701	268, 938	254, 901	

◇ 事業年度 4月1日~翌年3月31日

◇ 認証・登録範囲 本部及び新南陽管理事務所 宇部港東見初広域最終処分場は含まない

◇ 組織図



◇ 業に関する許可内容等

- ① 産業廃棄物処分業
- · 許可権者 山口県知事
- · 許可番号 第03533176553号
- · 許可年月日 平成31年3月6日
- ·有効年月日 令和8年3月5日
- ・事業の区分 最終処分 (埋立処分)
- ・産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上13種類

② 事業の用に供する全ての施設

· 種類 管理型最終処分場

・設置場所 山口県周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面

・設置年月日 平成25年12月26日

面積
38,676 m²
容量
498,400 m³

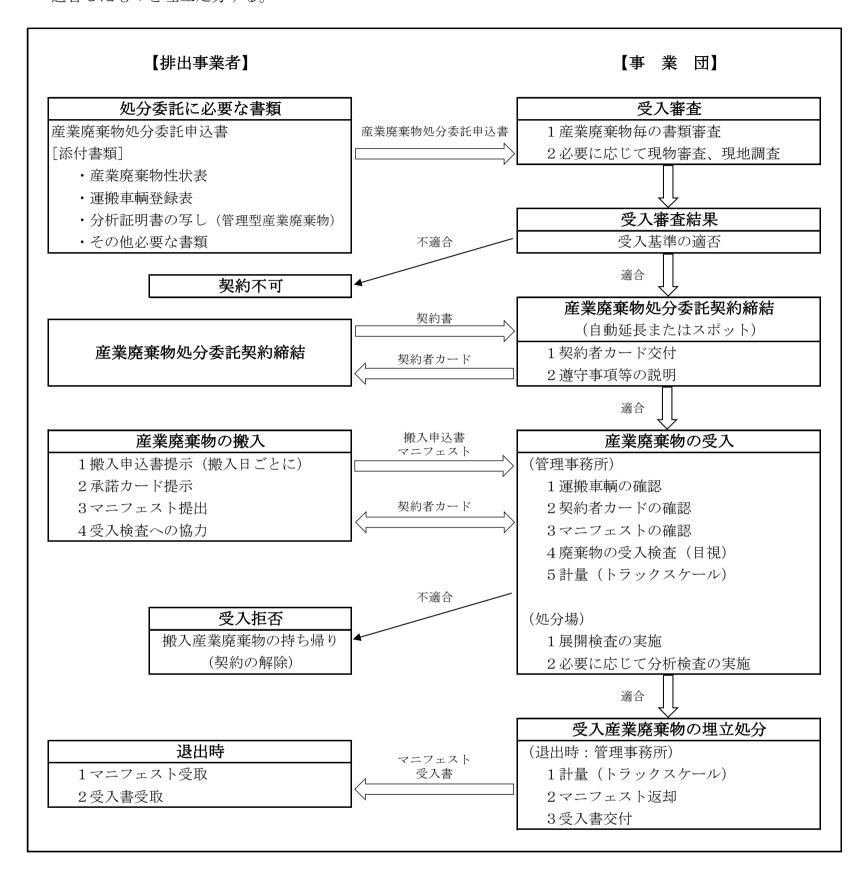
· 許可年月日 平成17年5月23日

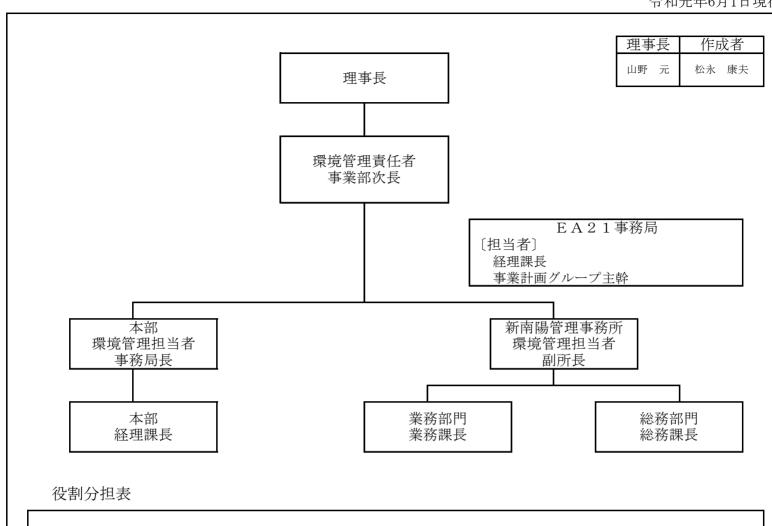
・許可番号 第16号の13

※ 周南市の委託を受け不燃ごみ等一般廃棄物を最終処分している。

◇ 廃棄物の受入管理体制

廃棄物の受入は、原則として下記フローに示す段階ごとに受入基準と合致していることを検査し 適合したものを埋立処分する。





役割	所属(役職)	役割・責任・権限・使命
代表者	理事長	環境管理システム全体を統括し、環境管理責任者からの報告をも とに全体の評価と見直しを行う。
環境管理責任者	事業部次長	環境管理システムの全体の構築、運用、維持に関する権限と責任 を持つ。
本部 環境管理担当者	事務局長	本部における環境管理システムの構築、運用、維持に関する実務 上の権限と責任を持つ。
本部担当者	経理課長	本部における環境への取り組みに関する権限と責任を持つ。
新南陽管理事務所 環境管理担当者	副所長	新南陽管理事務所における環境管理システムの構築、運用、維持 に関する実務上の権限と責任を持つ。
新南陽管理事務所 業務部門担当者	業務課長	新南陽管理事務所環境管理担当者を補佐するとともに、廃棄物処 理業務部門の権限と責任を持つ。
新南陽管理事務所 総務部門担当者	総務課長	新南陽管理事務所における環境への取り組みに関する総務部門の 権限と責任を持つ。
EA21事務局	経理課長 事業計画グループ主幹	EA21文書及び記録類の作成、維持、管理を行う。

3 当年度及び中期環境経営目標

_			(基準)		目 標		
項	目	単位	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
二酸化炭素排	出量の削減	kg –CO $_2$	128, 695	124,830 以下	123, 540 以下	122, 260 以下	
二酸化炭素排	出量の削減	kg-CO ₂ /百万円	250. 4	378.3 以下	374.5 以下	370.7 以下	
1-1 電力使用量の削減		kWh/百万円	166. 4	362.8 以下	359.2 以下	355.6 以下	
1-2 ガソリ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1-2		3. 3	3.2 以下	3.1 以下	3.1 以下	
1-3 重油使	1-3 重油使用量の削減		0.8	0.8 以下	0.8 以下	0.8 以下	
1-4 軽油使	見用量の削減	0/百万円	47. 5	46.1 以下	45.7 以下	45.2 以下	
廃棄物排出 量の削減	一般廃棄物排出 量の削減	k g/百万円	0.8	0.8 以下	0.8 以下	0.8 以下	
水使用量の 削減	節水活動の推 進	m³/百万円	1. 6	6.1 以下	6.0 以下	5.9 以下	
化学物質の記	適正管理		適正に管理する。				
環境法規等の遵守		_	法規や自主基準を遵守する。				
地域の環境 保全	清掃活動へ の参加	2回/年	2回/年	2回/年 以上	2回/年 以上	2回/年 以上	
環境保全意識	の保持向上	_	・全従業員への)環境保全教育			

- * 電気のCO₂排出係数は、中国電力㈱の平成27年度の0.697 CO₂/kWhを用いた。
- * 原単位:売上高百万円当たりの総量を示す。
- * 令和元年度目標値の見直し
 - ① 電力使用量は、余水処理施設の常時運転化により、また、水使用量は、最終処分場の陸地部への散水開始により増加するため見直し
 - ② 令和元年度以降は、売上高の減少が見込まれるため見直し

4 当年度の主要な環境経営計画

(1) 二酸化炭素排出量の削減

- ① 電力使用量の削減
 - ・エアコンの温度の設定を季節に応じて調節する。
 - ・エアコンは定期的にフィルターの清掃をする。
 - ・昼休みの不要な照明の消灯をする。
 - ・パソコンを電源OFF、スリープの利用を徹底する。
 - ・余水処理施設の適正管理に努める。
 - 緑のカーテンを設置する。
- ② ガソリン・軽油使用量の削減
 - ・エコドライブ10を徹底する。
- ③ 特定非営利活動法人活動支援
 - ・J-クレジットを購入し、CO。削減活動を支援する。

(2) 廃棄物排出量の削減

- ① 一般廃棄物排出量の削減
 - ・ペーパーレス化を推進する。
 - ・裏紙を使用する。
 - ・一般廃棄物の分別により資源物に回す。

(3) 水使用量の削減

- ① 節水活動の推進
 - ・節水活動を励行する。
 - ・廃棄物搬入車両の洗車は必要最小限にするよう指導する。

(4) 化学物質の適正管理

- ① 化学物質を適正に管理する。
 - ・毒劇物の貯蔵タンクの点検(残量、漏洩の有無等)を徹底する。
 - ・就労者への安全衛生教育を行う。

(5) 環境法規等の遵守

- ① 法規や排水基準等を遵守
 - ・日常監視やモニタリングによる法規や排水基準の遵守を徹底する。

(6) 地域の環境保全

- ① 地域の環境保全への貢献
 - 特定非営利活動法人等の環境保全活動を支援する。
 - ・清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動へ参加する。
 - ・施設見学者の受入に努める。

(7) 環境保全意識の保持向上

① 従業者全員の環境保全意識を保持向上する。

5 令和元年度環境経営目標達成状況及びその評価

項	B	単位	令和元年度	令和元年度	目標の 達成率	目標 達成
垻	Ħ	単 位	目標	実績	達成 率 〈目標/実績)	評価
二酸化炭素総排	二酸化炭素総排出量の削減		124,830 以下	67, 223 ※1	185. 7	0
二酸化炭素排出	量の削減	kg-CO ₂ /百万円	2 378.3 以下	177. 3	213. 4	0
1-1 電力使用量	の削減	kWh/百万円	362.8 以下	189. 6	191.3	0
1-2 ガソリン使	用量の削減	0/百万円	3.2 以下	3.0	106. 9	0
1-3 重油使用量	の削減	0/百万円	0.8 以下	0.0		○ ※3
1-4 軽油使用量	1-4 軽油使用量の削減		46.1 以下	19. 3	239. 1	0
廃棄物排出量 の削減	一般廃棄物排出 量の削減	kg/百万円	0.8 以下	0.8	103.0	0
水使用量の削 減	節水活動の推進	m³/百万円	6.1 以下	3.5	171.7	0
化学物質の適正	管理	_	化学物質を適正に管理す る	適正に管理した	_	0
環境法規等の遵	守	_	法規や自主基準を遵守す る	法規等を遵守した		0
地域の環境保全	清掃活動への参 加	2回/年	2回/年 以上	2回/年		0
地域の環境体主	NP0等の環境保全活動の支援	_	NP0等の環境保全活動の 支援	助成事業を実施した	_	0
環境保全意識の	環境保全意識の保持向上		全従業員への環境保全教 育	環境保全意識を醸 成を行った	_	0

※1 二酸化炭素排出係数 : 中国電力・平成30年度調整後排出係数 0.636kg-CO₂/kWh

※2 原単位 : 「総量/百万円(売上高)」

売上高 : 379 百万円 (令和元年度)

※3 埋立工法の変更(台船方式の薄層埋立から片押し埋立)に伴い、重油を使用しない

判定基準 目標の達成率(目標/実績)で判定

○:達成できている (100%以上) △:概ね達成できている (90%以上100%未満) ×:達成できていない (90%未満)

一:判定できない

《トピックス》

◎特定非営利活動法人が県内で削減した CO_2 を $J-クレジットとして購入し、<math>CO_2$ 削減活動の取組を支援した。

		当事業団のCO₂排出実態				
	購入量	(令和元年度)				
		目標	実績			
$kg-CO_2$	30, 000	124, 830	67, 223			

* 今年度の実績においては、J-クレジットを活用(消費)していない。

6 環境経営計画及びその実施状況と評価ならびに次年度の取組

		目標	活動項目	実績 評価	評価・次年度の取組
		電力使用量 1%削減 (目標達成率 191.3 :達成)	エアコンの温度の設定を季節に応じて調節 エアコンフィルターの定期的な清掃	0	計画は確実に実行でき、
	_		全休みの不要な照明の消灯		目標も達成できたので、 引き続きこの計画を継続
	酸		パソコンの電源0FF、スリープの徹底	0	する。
	1 化		余水処理施設の適正管理	0	電力については、太陽光 発電システム導入による
1	%素		緑のカーテン設置	0	削減が見込めるため、目標を見直す。
	1%削減化炭素排出量	ガソリン使用量 1 %削減 (目標達成率 106.9 : 達成) 軽油使用量 1 %削減 (目標達成率 239.1 : 達成) エコドライブ10の徹底		0	また、売上高の大幅な減少が見込まれるため、原単位(売上高)当たりの目標設定をやめ、総量を数値目標とする。
	廃棄物	排出量の削減 1%削減	ペーパーレスの推進	0	目標は達成したが、保管
2	((目標達成率 103.0 :達成)	裏紙の使用	0	期間を超えた文書等の処分による排出量の増加がみられた。 引き続きこの計画を継続
			一般廃棄物の分別と資源化	0	する。
3		量の削減 1%削減	節水活動の励行	0	計画は確実に実行でき、目標も達成できたので、
	((目標達成率 171.7 :達成)	廃棄物搬入車両の洗車水の最小原化	\bigcirc	引き続きこの計画を推進 する。
4	化学物	質の適正管理	・毒物劇物の貯蔵タンクの点検 (残量、漏洩の有無等)・就労者への安全衛生教育 (雇入れ時、変更時等)	0	適正に管理した。 引き続きこの計画を継続 する。
5	環境法	規等の遵守	日常監視やモニタリングによる排水基準 の遵守	0	環境法規等を遵守した。 次年度以降、法改正情報 の把握の徹底、日常監視 やモニタリングによる排 水基準遵守を行う。
			NPO等の環境保全活動の支援	0	助成事業により15団体の環境保全活動支援を
6	地域の	環境保全	清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動への 参加	0	行った。清掃活動等への 参加2回、施設見学者の 受入11団体、123人で あった。
			施設見学者の受入	0	引き続きこの計画を継続する。
7	環境保	全意識の保持向上	全従業員の環境保全意識の保持向上 (1 回)	0	年度当初1回、期間中1 回実施した。 引き続きこの計画を継続 する。

7 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法の自己チェックの結果、違反等はありませんでした。

関係当局より違反の指摘及び、利害関係者からの訴訟等も過去5年間ありませんでした。

8 代表者による全体評価と見直しの結果

評価および	見直しの実施年月日	令和2年4月30日						
評価者名(代表者名)	理事長	山野 元					
評価及び見	直しに参加した人	環境管理責任者	事業部次長	水津 隆市				
		環境管理担当者	事務局長	田原 博行				
		EA21事務局	経理課長	松永 康夫				
			事業部事業計画G主幹	重村 朋子				
			参与	佐々木 寛雅				
		①環境方針						
		②2019年度 環境 実施状況、その記	目標の達成状況及び環 評価結果	境活動計画の				
	報(資料等)	③環境関連法規制等	幹の遵守状況のチェッ	ク結果				
	報(貝科寺 <i>)</i>	④EA21実施体制	ij					
		⑤緊急事態の想定とその対応策						
		⑥その他(環境への負荷の自己チェック表、環境への取組 の自己チェック表等)						
評価	環境経営システムが有 効に機能しているか		ぶ見込まれることから)、取組の成果を正し	、環境目標(数値) の変 く評価できた。				
	環境への取組は適切に 実施されているか	二酸化炭素排出量	量の目標は達成できた。)				
	環境方針 変更の必要性		1の活動に取り組むこ 発目標)の達成に貢南 「る。					
見直し (変更の 必要性・ 指示)	環境目標 変更の必要性	単位」(売上高)にる。 ・令和元年度及び2 電力使用量削減の一	令和2年度以降は「原量による評価を実施する)太陽光発電設備は 炭素排出量の削減が見準については、令和元					
	環境活動計画 変更の必要性		目己チェック表から、。)、計画を変更する必	必要なすべての活動が 要性はない。				
	環境経営システム等変 更の必要性	変 成果は表れているので、変更する必要性はない。						

9 その他

- 新南陽商工会議所「空缶一掃クリーン大作戦」への参加(令和元年11月)
- 普及啓発事業として施設見学等研修会を実施(11団体 123名)
- 新南陽管理事務所に太陽光発電設備を設置(令和元年6月)
- 余水処理施設に太陽光発電設備を設置(令和2年6月)



新南陽管理事務所



余水処理施設等

10 令和2年度及び中期環境経営目標

環境経営目標			単位	基準年 ^{※1}	基準年 ^{※1} 環境経営計画						
	垛	児社	5 口 休	半世	令和元年度	令和2年	度	令和3年	度	令和4年	度
1	1 二酸化炭素排出量の削減		kg-CO ₂	*2 67, 223	66, 550 △1%	以下	65, 870 △1%	以 下	65, 200 △1%	以 下	
	1–1	電力位	使用量の削減	kWh	71, 911	71, 190 △1%	— 以 下	70, 470 \(\triangle 1\)%	以 下	69, 750 △1%	—— 以 下
	1-2	軽油作	使用量の削減	Q	7, 318	7, 240 △1%	以下	7, 170 △1%	以 下	7, 090 △1%	以 下
	1–3	I-3 ガソリン使用量 の削減		l	1, 124	1, 110 △1%	以 下	1, 100 △1%	以 下	1,090 △1%	以 下
2	2 自社発生廃棄物の削減		kg	409	400 △1%	以下	400 △1%	以下	390 △1%	以下	
3	3 水使用量の削減		m^3	1, 340	1, 320 △1%	以下	1,310 △1%	以下	1, 290 △1%	以 下	
4	化学物質	質の適	正管理	_	・毒物劇物の貯蔵タンクの点検(残量、漏洩の有無等) ・就労者への安全衛生教育(雇入れ時、変更時等)						
				-	・第一種特定化学物質排出量の記録と届出の徹底						
5	5 環境法規等の遵守			ı	・法改正情報の把握の徹底・法規や排水基準等の遵守①原水モニタリングによる排水基準の遵守②放流モニタリングによる排水基準の遵守 放流管理基準超の場合:放流の停止						
7	地域の理	 環境	清掃活動への参 加	_	2回/年	2回/年	以上	2回/年	以上	2回/年	以上
	保全		NP0等の環境保 全活動の支援	_	・NPO等の環	境保全活動の支援(助成事業の実施)					
8	施設見学			_	ホームへ	の見学受入 ページ等でのご					

- ※1 令和2年度以降の目標は令和元年度を基準年として見直した。 〈理由〉
 - ・今後、埋立廃棄物の減少に伴い、売上高の減少が見込まれるため、原単位(売上高百万円 当たり)での評価が不適当
 - ・埋立工法の変更(薄層埋立から片押し埋立)に伴い、重機等の数量や使用方法を変更
 - ・陸地部の増加により、散水量が増加
 - ・太陽光発電設備の設置により電力使用量が減少

2 二酸化炭素排出係数:電力 中国電力・平成30年度調整後排出係数 0.636kg- $C0_2$ /kWh

: 軽油 排出係数 $2.58 \text{ kg-CO}_2/\text{L}$: ガソリン 排出係数 $2.32 \text{ kg-CO}_2/\text{L}$